

別表

区分	内 容
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 謝金、旅費（合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1／2を上限とする） (2) 委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りではない） (3) 使用料及び賃借料、需用費、役務費 (4) 食糧費（事業実施に必要不可欠なもの） (5) 視察に要する経費（実施段階において特に必要と認められるもの） (6) その他、補助事業を実施するために必要と県が認める経費
補助の対象としな い経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 団体等の運営に係る経常的な経費 (2) 団体等のみが利益を受ける資産形成となる経費 (3) 団体等の構成員に対する個人給付的な経費 (4) 国・県・市町村等他の補助金、交付金等の交付の対象となる（予定を含む）経費